

平成23年2月5日発行  
発行／宇佐市議会  
直通：0978-32-2328  
Fax：0978-32-1437

# 市議会

(認定こども園)

ことぶき幼稚園保育部 (江須賀939)

昨年の10月1日より、認定こども園ことぶき幼稚園の保育部として新たにスタートしました。美しい自然の中であっていつもさわやかな風が園舎を吹き抜けています。

恵まれた環境の中で、質の高い就学前教育と保護者が働いている、いなく関わらず受け入れて保育するという幼保一体化の機能を持つ施設です。わが園のめざす園児像“明るく、元気で、心豊かな子”に基き、さまざまな活動や遊び、スポーツなどを取り入れ、のびのび保育に取り組んでいます。元気な子どもたちの笑い声と共にそれを見守る教師たちのやさしい眼差しが広い園庭にいつもあります。

宇佐市安心院児童館 (安心院町下毛 2111-1)

児童館は地域に地盤を置いた福祉施設で子ども達に遊び場を提供しています。利用登録をした児童はいつでも遊びに来ることが出来、毎日元気な声が響いています。

普段から学年や学校をこえて関わり、遊びを通して様々な体験をします。季節を感じる事の出来る行事や、ボランティア活動等の体験の機会もあり、子ども達は生活体験を豊かにし、そこから成長していきます。

12 / 27には、地域の方を招いてクリスマス会を行いました。来てくれる方のことを思いながら準備をした会は大成功！たくさんの笑顔を見ることが出来ました。

## 14 「少子化の中で保育園は、今」



11月臨時会

12月定例会

- ・ 光ケーブル網敷設工事請負契約の変更案(3件)を可決
- ・ 平成22年度一般会計・特別会計の補正予算案を可決
- ・ 道の駅「いんない」の指定管理者指定案を否決

|    |                     |        |
|----|---------------------|--------|
| 目次 | ・ 臨時会、定例会の主な内容…………… | P.2～3  |
|    | ・ 各常任委員会報告……………     | P.3～5  |
|    | ・ 一般質問……………         | P.6～11 |
|    | ・ 市民の声、編集後記……………    | P.12   |

# 11月臨時会

11月1日開催（会期1日）

※工事請負契約変更案3件を可決

8,580万4千円を増額変更

※委員会提案による意見書を可決

11月臨時会が1日に開かれ、先の議会で議決した「長洲・宇佐八幡エリア」「安心院・院内エリア」「津房・竜王・麻生エリア」に光ケーブル網を敷設する工事について、加入者再募集に伴って追加工事等が発生したことによる請負契約変更案を原案どおり可決しました。

また、産業経済常任委員会より「二十二年産米価大幅下落の緊急対策を求める意見書案」が追加提案され、可決しました。

# 12月定例会

（11/30～12/16）

一般会計補正予算（第5号）案を可決

（2億2300万円の増額補正）

平成22年12月定例会が11月30日から12月16日まで17日間の会期で開催されました。

上程された議案は追加を含め25件で、24件を原案どおり可決・同意。道の駅「いんない」の指定管理者の指定案を否決しました。

また、今定例会に提出された請願8件のうち6件を採択、2件は継続審査。そのほか意見書案3件を可決しました。

## 〔本会議第1日〕（11/30）

### ◆議案の上程及び説明

平成22年度一般会計補正予算（第5号）案のほか、宇佐市宮柳ヶ浦駅駐車場に係る用地取得案など22議案と報告1件が上程され、市長から提案理由の説明がありました。

### ◆継続審査となっていた決算認定案（10件）の審査報告

9月定例会より継続審査となっていた平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定案の審査報告が決算特別委員長（佐田則昭議員）より行われ、続いて各常任委員長から9件の特別会計決算認定案の審査報告があり、全10議案を認定しました。

### ◆給与条例改正案の上程

人事院勧告に基づき市特別職と職員の間で給与と給与条例の改正案、同じく市議会議員の間で給与を引き下げる議員報酬条例改正案が上程され、原案どおり可決しました。

## 〔本会議第2～4日〕（12/6～8）

### ◆一般質問

3日間にわたり、11名から市政一

般に対する質問が行われました。

## 〔本会議第5日〕（12/9）

### ◆議案質疑

上程された議案に対し質疑が行われた。今回は道の駅「いんない」の指定管理者の指定案について10人の議員から質疑がありました。主なものは次のとおりです。

Q. 指定管理者「道の駅いんない」の選定について、議員が代表となる事業者への選定は倫理的、政治的に問題がある。県下の状況はどうか。

A. 他市での実施例はない。法令上、禁止されていないので問題はないと考えている。庁議でも確認し、市として、公募に条件をつけることは対象を狭めると考えている。

Q. 選定されたサンブレスの事業計画書に、求められた16項目の中で、安全確保など複数の項目で記載がないが、最高点がついているのはなぜか。何を基準に点数がついたのか。

A. 選定委員会の審査によるもの。プレゼンテーションや現類似施設の状態など総合判断によるものとしか答えようがない。

Q. 選定理由に、「里の駅」との連携が述べられているが、まだ県に認可



されていない標章の使用は虚偽であり、選定に問題はないのか。

A. 今後、検討したい。

Q. 平成18年には現管理者に随意選定したが、今回は一般公募で、現管理者からの変更により、地域住民から不安の声が大きく上がっている。声を聞いたのか。

A. 評価とともに不安の声もあり、さらに広く民間活力を得るため一般公募とした。

## 〔本会議第6日〕 (12/16)

### ◆各常任委員会の審査報告の後、質疑・討論・採決

各常任委員長から議案・請願の審査報告があり、その審査結果を基に採決を行いました。議案21件を原案どおり可決し、指定管理者の指定案を否決。請願6件採択しました。

### ◆追加議案・意見書案の上程

固定資産評価審査委員会の選任案が追加提案され、同意しました。また、「非核三原則の法制化を求める意見書」など意見書案3件を可決しました。

固定資産評価審査委員

安部豊通氏（院内町下余）

# 委員会報告

議案、請願は所管の常任委員会に付託され、詳細な審査を行います。審査結果は本会議に報告し、それを基に採決を行います。

## 総務常任委員会 (12/10)

|        | 件 名                                                                                                                                         | 結 果  |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議第100号 | 平成22年度宇佐市一般会計補正予算（第5号）                                                                                                                      | 可 決  |
| 内 容    | 主なものは、新規事業として、院内支所庁舎改築の方向性の検討と早期着手のための、「耐震診断・補強計画設計委託費」に230万円の増額や 課税システムの変更に伴う「電算システム改修費」に369万9千円の増額、及び職員給与や退職手当等の最終的な所要額の調整による減額など。        |      |
| 議第108号 | 宇佐市手数料条例一部改正について                                                                                                                            | 可 決  |
| 内 容    | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う特定屋外タンク貯蔵所などの設置許可等に関する手数料の改正と平成23年度より、県から市に権限移譲が予定されている火薬類取締法に関する事務のうち、火薬類を譲受け、譲渡し及び消費の許可に関する事務の手数料を設定するため、改正するもの。 |      |
| 議第110号 | 宇佐市火災予防条例の一部改正について                                                                                                                          | 可 決  |
| 内 容    | 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加するため、改正するもの。                                 |      |
| 議第122号 | 宇佐市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部改正について                                                                                                          | 可 決  |
| 内 容    | 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を引下げるもので、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、改正するもの。                                                                            |      |
| 議第123号 | 宇佐市職員の給与に関する条例等の一部改正について                                                                                                                    | 可 決  |
| 内 容    | 本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を引下げるなどの改正。                                                                             |      |
| 請願第17号 | 「非核三原則」の法制化を求める意見書採択の請願書                                                                                                                    | 採 択  |
| 内 容    | 核戦争唯一の被爆国である日本が、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすためにも、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という、「非核三原則」の法制化の早期実現を求める意見書を提出してほしいというもの。                                        |      |
| 請願第18号 | 宇佐駅再開発に関する請願書                                                                                                                               | 継続審査 |
| 内 容    | JR 宇佐駅に大駐車場や各種イベントのできる多目的広場の設置など、宇佐駅の再開発を求めるものであります。このため、再開発の調査費や 駅に隣接する大分県農業協同組合所有の土地等の買収費の予算化、及び この宇佐駅再開発を新たに都市計画決定してほしいというもの。            |      |

## 文教福祉常任委員会 (12/13)

|        | 件 名                                                                                                             | 結 果  |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議第100号 | 平成22年度宇佐市一般会計補正予算（第5号）                                                                                          |      |
| 内 容    | 歳出補正の主なものは、子育て支援施設へのAED 43台の設置費として1720万円を計上。入所児童数の増加及び措置基準の改正による2886万7千円の増額。指定寄付金にともない「福祉のまちづくり基金」に2000万円の積立など。 | 可 決  |
| 議第101号 | 平成22年度宇佐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                                                                    |      |
| 内 容    | 歳入で国保財政安定化支援の事業費確定などに伴い繰入金の調整を行うもの。                                                                             | 可 決  |
| 議第102号 | 平成22年度宇佐市介護保険特別会計補正予算（第2号）                                                                                      |      |
| 内 容    | 居宅介護サービスに対する「5月から9月までの5ヶ月の実績」から計算し、給付費が不足するための増額や、高額介護サービス費などを増額するもの。                                           | 可 決  |
| 議第106号 | 平成22年度宇佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）                                                                                  |      |
| 内 容    | 人件費などの所要額調整により130万円を減額するもの。                                                                                     | 可 決  |
| 議第114号 | 指定管理者の指定について（宇佐市安心院児童館）                                                                                         |      |
| 議第115号 | 指定管理者の指定について（安心院老人デイ・サービスセンター）                                                                                  |      |
| 議第116号 | 指定管理者の指定について（院内老人デイ・サービスセンター）                                                                                   | 可 決  |
| 内 容    | 議第114号から議第116号までの3件は、各施設の指定管理候補者として選定した「社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会」に平成23年4月1日から5年間、施設の管理を行わせるため指定管理者として指定するもの。           |      |
| 請願第14号 | 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書                                                   | 採 択  |
| 内 容    | 国が施行を目指している「子ども・子育て新システム」は国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させるものであるため、現行の保育制度の堅持・拡充することを求めた意見書の提出を求めるもの。                      |      |
| 請願第20号 | 認可外保育所の子どもたちにも公平な支援を求める請願書                                                                                      |      |
| 内 容    | 宇佐市で認可外保育所を対象外としている県の「ここにこ保育支援事業」を、認可外保育所の子どもたちにも実施を求めるもの。                                                      | 継続審査 |

## 産業経済常任委員会 (12/10,16)

|        | 件 名                                                                                                                                                                                                         | 結 果 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 議第100号 | 平成22年度宇佐市一般会計補正予算（第5号）                                                                                                                                                                                      |     |
| 内 容    | 歳出補正の主なものは、総務費では、「双葉山生誕100周年記念事業」で130万円の増額。農林水産業費では、「中山間地直接支払事業」等で5458万1千円の増額と中山間地域農村活性化総合整備事業費の確定で924万5千円の減額。商工費では、「宇佐からあげ観光振興事業」で49万8千円の増額。                                                               | 可 決 |
| 議第109号 | 道の駅「いんない」条例の一部改正について                                                                                                                                                                                        |     |
| 内 容    | 道の駅「いんない」の食堂部分の利用料金を指定管理者に収受させ、施設の一体的な管理運営を行わせることにより幅広い事業展開を図るため、改正を行うもの。                                                                                                                                   | 可 決 |
| 議第113号 | 字の区域の変更について                                                                                                                                                                                                 |     |
| 内 容    | 県営中山間地域総合整備事業に伴い、字の区域を変更するため議会の議決を求めるもの。                                                                                                                                                                    | 可 決 |
| 議第117号 | 指定管理者の指定について（道の駅「いんない」）                                                                                                                                                                                     |     |
| 内 容    | 指定管理者として選定した団体に、平成23年4月1日から公の施設の管理を行わせるため、指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるもの。審査において、「指定管理者を選定するにあたり事業計画書の中で提案のない複数の項目があるにも関わらず最高の得点が付いていることはどうか」という意見や「プレゼンテーションを重視した判断はどうか」という意見、「今後、条例で議員の禁止を謳うことを求める」など意見あり。 | 否 決 |

|        | 件 名                                                                                                                                                                                                               | 結 果 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 議第118号 | 指定管理者の指定について（宇佐市院内農産物加工センター）                                                                                                                                                                                      | 可 決 |
| 議第119号 | 指定管理者の指定について（宇佐市大豆加工センター）                                                                                                                                                                                         |     |
| 議第120号 | 指定管理者の指定について（宇佐市水稻等育苗施設）                                                                                                                                                                                          |     |
| 議第121号 | 指定管理者の指定について（安心院宇佐山郷漁業センター）                                                                                                                                                                                       |     |
| 内 容    | 指定管理者として選定した団体に、平成23年4月1日から公の施設の管理をそれぞれ行わせるため、指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるもの。                                                                                                                                     |     |
| 請願第16号 | 「環太平洋パートナーシップ(T P P)協定交渉への参加反対に関する意見書」の提出を求める請願書                                                                                                                                                                  | 採 択 |
| 請願第19号 | 「T P Pの参加に反対する意見書」の提出を求める請願                                                                                                                                                                                       |     |
| 内 容    | 「環太平洋パートナーシップ(T P P) 協定により例外品目を認めず、全ての分野で関税が完全に撤廃されれば、国内の農業総産出額は4兆1千億円減少し、自給率も現在の40%から14%へと大きく減少することとなり、農村部を中心に地域社会もまた崩壊し、食料の安全保障とともに、地下水の涵養や洪水の防止など農業の果たしている多面的機能もまた失われることとなるため交渉参加に反対すること」について、国への意見書の提出を求めるもの。 |     |
| 請願第21号 | 「道の駅いんない」の指定管理者議決にあたり地域及び地元生産者に特段の配慮を求める請願書                                                                                                                                                                       | 採 択 |
| 内 容    | 現在の「道の駅いんない」が小規模生産者や高齢者にとって農産物の出品の際、満足の得られる直売所となっていることから市に対して指定管理者議決にあたり地域及び地元生産者に特段の配慮を求めるもの。                                                                                                                    |     |

## 建設環境常任委員会 (12/13)

|        | 件 名                                                                                                                                                                                                                           | 結 果 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 議第100号 | 平成22年度宇佐市一般会計補正予算（第5号）                                                                                                                                                                                                        | 可 決 |
| 内 容    | 主なものは、水道未普及地域での水源確保対策として、水源試掘さく井工事を行う地域給水施設整備事業700万円、今後のごみ処理施設建設に係る負担金の財源確保を図るため廃棄物処理施設整備負担金基金2億5000万円。県道整備事業の増額に伴う負担金645万円の増額。市道環境整備を加速するため市道の舗装及び維持管理費について、5000万円の増額、公共下水道事業特別会計繰出金1015万円の減額など。                             |     |
| 議第103号 | 平成22年度宇佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）                                                                                                                                                                                                | 可 決 |
| 内 容    | 主なものは、公課費46万円の減額、施設維持管理で汚泥処分業務委託や終末処理委託及び管路敷設工事など327万円の増額。市債償還利子121万円の減額など。                                                                                                                                                   |     |
| 議第104号 | 平成22年度宇佐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）                                                                                                                                                                                                  | 可 決 |
| 内 容    | 主なものは、本庁簡易水道建設事業費で水道水源調査委託600万円の増額、安心院支所簡易水道建設事業費で簡易水道統合基本計画策定業務委託の入札残による780万円減額。市債償還元金344万円の増額、市債償還利子103万円の減額など。                                                                                                             |     |
| 議第105号 | 平成22年度宇佐市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                                                                                                                                                                                                 | 可 決 |
| 内 容    | 主なものは、四日市・駅川浄化センター汚泥運搬処分業務委託及び四日市・駅川浄化センター自家用工作物保安管理業務委託について債務負担行為を設定。地方債の補正については、事業費の増に伴う地方債の変更で限度額を760万円増額し2550万円に変更。浄化センター汚泥供給ポンプの修繕料407万円及び備品購入費96万円の増額。公共下水道全体計画書作成業務委託の入札残による500万円減額と宅地造成に伴う污水管渠工事費761万円の増額。公債費の財源更生など。 |     |
| 議第107号 | 宇佐市地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について                                                                                                                                                                                                   | 可 決 |
| 内 容    | 小規模集落における給水施設整備事業を行うに当たり、この事業による受益者から分担金を徴収するため、条例を制定するもの。                                                                                                                                                                    |     |
| 議第111号 | 土地の取得について                                                                                                                                                                                                                     | 可 決 |
| 内 容    | 宇佐市宮柳ヶ浦駅駐車場に係る用地取得について、議会の議決を求めるもの。                                                                                                                                                                                           |     |
| 議第112号 | 市道路線の認定について                                                                                                                                                                                                                   | 可 決 |
| 内 容    | 市道として新たに6路線を認定することについて、議会の議決を求めるもの。                                                                                                                                                                                           |     |
| 請願第15号 | 市道 若林大内線拡幅工事にに関する請願書                                                                                                                                                                                                          | 採 択 |
| 内 容    | 市道若林大内線の拡幅の早期実現を求めるもの。                                                                                                                                                                                                        |     |



# 市政一般に 対する質問



衛藤 博幸  
(両院クラブ)

## 急激に進む少子対策は

問① 急激に進む少子・過疎に対する対策は十分か。

国や地方の財政悪化に対応するため、止む無く合併を選択し、多少の不自由は覚悟の上であったが、振り返って見るとあまりにも急激な過疎化にただ驚くばかりである。安心院地区でも2番目に人口の多い津房地区の小学校の来春の一年生の入学生は1人、さらに翌年度は2人と聞いて事の深刻さに言葉を失う。

①今の施策で地域活性化対策に対する取り組みは十分か。

②定住満足度の観点からどのように検証されてきたか。

③子育て支援の立場での対応策は。

答 アンケートの調査からも、合併後の行政に対する不安があることが見て取れますので、周辺地域に配慮した市政運営が重要な課題の一つであると認識している。

12月定例会では3日間にわたって、11名の議員から質問がおこなわれました。

過疎化・少子高齢化対策として現在、新たな地域コミュニティの形成など、できる限りの施策は講じているが、過疎高齢化の大きな流れを食い止めるまでには至っていない。

今後「過疎地域基本計画」に基づき子育て支援など、あらゆる分野の活性化策を総動員して考えたい。



なんとかしなければ…少子化対策を待つ津房小

問② 「自治基本条例」の制定について。

住民主役の自治運営を目指す中、基本である住民の権利や責任、協働へのかかわり方や意見の集約の位置づけも定義も明確でなく、住民参加

の敷居は高く、一歩が踏み出しにくい。新たなコミュニティ組織の確立や市民意識の醸成の点から見ても早急に、自治基本条例の制定に取り組むべきと思うが所見を伺う。

答 市民をまちづくりの主役に捉え、市民の声がいつでも気軽に行政に届き、その声に対話で答えられる市政を目指し、市民中心の市政運営を構築していく必要があると考える。このため、方策の一つとして「自治基本条例」の制定について、調査研究していく必要があると考えている。また、現在検討中の市民憲章の内容とも関係が深いことから、「協働のまちづくり指針」・「宇佐市コミュニティビジョン」に基づき、自治基本条例の基礎を醸成することが重要と考えている。



用松 律夫  
(日本共産党)

議員が代表を務める団体が指定管理者たることを禁止する条例を

問① 道の駅いんないの指定管理者について

(1) 議員が代表を務める団体が公の指定管理者となる例は県下にないないことだ、間違いないか。

答 その通り。

(2) 選定された議員が代表を務めるサンプレスが市に提出した事業計画書の中の白紙部分にも採点を高くしているのはなぜか。

答 プレゼンで聞き取った。

(3) 議員が代表者の団体の指定管理者たることを禁止する条例の制定を。

答 その考えはない。

問② 住宅リフォーム助成制度について。

(1) 実施の自治体では多大な経済効果が上がっている。すぐ実施を。

答 考えていない。

(2) 市長の姿勢が最大の障害となっている。なぜ経済効果に確信が持てないか。

答 個人資産を増やすことになる。

(3) 16人の議員が紹介議員となつた実施を求める請願を全会一致で採択したが、これを軽視するのか。

答 軽視しない。尊重する。

問③ 国保税について。

(1) 我党の市民アンケートにも72%の方が高すぎる国保税の引き下げを願うと回答されているが。

答 引き下げは困難だ。

(2) 貯め込み過ぎた基金を使えば財源はある。ないのは暮らしを応援する温かい気持ちだ。所得に比して高すぎることは認めるか。

答 所得に占める負担割合が相当高

いことは認識している。

問④ 高家の産廃施設は県が計画地の変更を業者に求めているが、業者が従わなかった場合は、地元と共同して反対を貫くか。

答 最後まで地元意向を県に伝えていく。

問⑤ キリウの騒音測定を。

答 日程を調整して実施する。

問⑥ 米価下落対策について。

答 市独自の救済策を。

答 考えていない。

(2) 農家はどれだけの減収か。

答 昨年度比で1俵約3千円。

(3) 国保税の減免規定の適用を考えるべきではないか。

答 基準に適合すればできる。



大隈 尚人  
(両院クラブ)

## 鳥獣対策について

問① 今年の奄美大島のような豪雨災害時の対策として、自然災害に強い衛星携帯電話の導入等についてどう考えるか。

答 これまでの防災無線システムの代替手段として衛星携帯電話を導入することとして、今年度その購入予算を確保した。

問② 鳥獣対策について

(1) 鹿、猪の捕獲奨励金を一頭三万円にすべきと思うかどうか。

答 捕獲奨励金の額については、状況の推移を見た上で検討する。

(2) 柵や電気柵を希望する地域において国や県の補助がつかない場合、市としてこれまで以上の補助をすべきと思うかどうか。

答 今後は、集落からの要望については、国や県の補助事業に申請して対応する考えだが、採択規程に該当しない地域については、新たに市単独での補助を行う方向で検討する。

問③ 市職員の給料及び職員体制について

(1) 合併時の課題として残っている市職員の給与格差について

① 一般職の給料格差をどう考えるか。

答 一般職の格差については、労使協議の上でこれまでに是正を行ってきた。

② 特に格差の大きい現業職の一表と二表の格差についてどう考えるか。

答 現業職の一表と二表の給料格差については、認識している。これも労使協議の上で一定の改善を行ってきた。

(2) 現業職場の正規職員より臨時職員の割合が大きい。その対策をどう考えるか。

答 技能労務職員については、原則

不補充とし、職員数の削減に取り組んだ結果、臨時職員の割合が増えた。市民へのサービス低下とならないよう努める。

問④ 今年は、日出生ダム、香下ダムなどの節水対策がとられた。市の飲料水確保についてどう考えるか。

答 将来にわたる飲料水不足の対策として日出生ダムに一部依存する現状となっているが、ここ二年間の渇水に対しても問題なく十分に取水できており、特段の節水を講じる状況ではない。



山本 央俎  
(日新会)

## 市政全般について

問① 三市(宇佐・高田・国東)による広域焼却場建設について。

答 焼却場の規模、総予算、完成までのスケジュールは用地購入費、用地造成費、施設建設費、搬入道路建設費を合わせて九十一億円であり、これには補償費や搬入道路用地費は含まれていない。平成二十七年に稼働する方針である。また各市の負担割合は宇佐市が約49%、高田市が約22%、国東市が29%であり、財源は合併特例債や過疎債等を活用して

いきたい。

問② 名横綱双葉山生誕100周年記念事業について。

答 九州場所において横綱白鵬が更新するのは注目されたが、63でストップした。改めて双葉山の偉大さと69連勝の重みが全国民の皆さんに再認識され、生誕の地宇佐市が大々的に報道され脚光を浴びた。来年度の生誕100年の記念事業については予定通り実施していく所存。記念事業としては、来年九州場所後の大相撲巡業「宇佐場所」開催や双葉山特別展、記念講演、記念誌の発行、高校、大学、わんぱく相撲などの大会に生誕100年記念大会の冠をつけ双葉山賞を贈る等々記念事業を実施していきたい。

問③ 平成19年9月4日に大分県、宇佐市、(株)マブチの三者による進出協定を結んで以来、3年強になるが一向に工場建設の動きがないが状況はどうか。

答 昨年は市長、本年は副市長が本社を直接訪問するとともに担当職員も再三接触しているが、経済の低迷により、当初見込んでいた北部九州での仕事量の確保が見通せなくなっていることから工場建設を見合わせている状況であり、今後も早期に工場建設を実現するよう強く要請する。

問④ 小学校の耐震性等の問題によ



**り校舎の建替計画は。**

**答** 今後4年間に多くの学校教育施設の耐震化を限られた財源で集中的に実施する必要があることから、「校舎はできる限り改築による対応を優先し、体育館等は耐震補強等による対応を基本とする」と方向性を定め年次毎に取組んでいく。



今石 靖代  
(日本共産党)

**保育支援は公的責任で**

**問①** 国が進めている進めている「子ども・子育て新システム」は、保育に欠ける子どもたちへの公的責任をなくし、保育環境の基準引き下げや、保育料の保護者負担の増加など問題が大きい。今議会に請願も出され、署名も広がる中、国に対して反対の意見を上げるべきでないか。

**答** 国の動向を見守りたい。

**問②** 県が7年前から実施している「にこにこ保育支援事業」について、対象者は保育料の負担が軽減されて喜んでいる。県下でも佐伯・臼杵・竹田などが認可外施設にも実施している。公平な観点から、約200人の子どもが通う認可外へも実施すべきでは。

（保育料を3才まで第2子半額、第3子以降全額補助制度）

**答** 市長が認可外保育所に入入ることを適当と認めている場合に実施は可能と考えている。

**問③** 2002年の法の失効で、根拠のない同和団体補助金は、長野県や多くの自治体のように廃止し、一般施策で対応すべきでないか。

**答** 現在も心理的部落差別はなくならない現状であり、廃止、削減することは適当でないと考えている。

**問④** 長野県の御代田町では、同和予算を廃止し、約4千万円の費用で福祉の拡充を行った。市民の願いだ。

**答** 廃止は考えていない。

**問⑤** 民主党政権は介護保険制度を大改悪しようとしている。サービスは削った上に保険料は大幅に上げる内容だが、国の負担を増やし、高齢者負担を軽減するよう政府に働きかけるべきではないか。

**答** 市長会などを通じてこれ以上負担が増えないように意見している。

**問⑥** 「年金が少なく、困った時に施設に入れるだろうか」という不安の声が大きい。特別養護老人ホームを建設すべきだが。

**答** 第5期計画の中で待機の状態を把握し、保険料への影響も考え慎重

に議論したい。

**問⑦** 「通学路など暗い夜道に街灯をつけてほしい」という声が大きい。地域格差も大きく、補助金制度の改善が必要ではないか。

**答** 制度の周知に努力したい。

**問⑧** 「公園のトイレが汚い」「遊具が古い」「子どもが遊びたくなる公園を作ってほしい」という声が大きい。公園整備や増設計画は。

**答** 「緑の基本計画」の策定で検討している。



三浦 長男  
(市民クラブ)

**「TPP」への参加に対する見解は**

**問①** 政府は「TPP」について参加決定は先送りしたものの関係国と協議を始めることを決めた。このことに対して、農業者団体は第一、次産業生産団体、消費者団体からも反対の声が上がっている。県下一の穀倉地帯を抱えた宇佐市の考えは。

**答** 自動車関連企業が多数立地しており、メリット、デメリットの双方が想定されるが、現状のままTPPに参加すれば、農業分野において大きな影響を被ると考える。国内農業

の産業基盤強化と構造対策をしつかり行った上で、慎重に対処すべきだ。

**問②** 県教委の不祥事により不採用になった受験者に対して和解金は公費と現職の校長と教頭からのカンパを財源とするようだが、このことに県民や当事者から批判する声が多い。市教委の見解は。

**答** この寄付は任意であるので、校長・教頭等へ説明や協力の強要はしていないし、校長会・教頭会の出した結論を尊重したい。

**問③** 県教委は教職員の人事異動の基準を見直し、在職標準期間を従来の6年から3年以上と実質的に短縮する方針である。その狙いと効果について、県教委からどんな説明を受けているか。

**答** 人事異動の広域化と活性化を図るものである旨の説明があった。

3年経過すれば必ず異動させるというものではなく、異動を希望することができるというものであった。

**問④** 復活した「安心院ワイン祭」は、大層な賑わいで見た目には大成功であったと見受けられた。その成果と課題について。

**答** 県内外からの来客が多く、2日間の来客者数が2万3千人と聞いている。

また、会場外の直売所や飲食店も盛況で、経済波及効果が大きかった



と思われる。課題は、当日券の数量不足等であった。



復活した「安心院ワイン祭」

問⑤ 旧宇佐市の『ふるさと祭り』の復活を願う市民が多い。埋没感の否めない旧宇佐市の中心部の活性化を目指して市民の願いに応えるべきでは。

答 今後の地域の活性化については既存の祭りを盛り上げていけるよう、各祭りの実行委員会等の関係団体と協力していく考えである。



辛島 光司  
(日新会)

『行政改革』と『議会改革』

問①(1) 先般、市税滞納者の預金口座差し押さえ処分が話題となったが、差し押さえに至る至らないの境界線は。また、真面目に納税している人が馬鹿をみないよう、納税意欲が減退しないような、今後の方針は。

答 相談すら来ない、納税しようとする誠意がみられない、分納などの誓約を守っていただけない、等の場合が続いた際に、やむを得ず差し押さえ処分に移行している。

(2) 個々の状況に合わせ分納を話し合った結果が誓約ならば、しっかりと書面等で約束を交わすべきでは。

答 今後、トラブル防止の意味でも書面で誓約を交わしていく。

問② 昭和40/50年代、集中的に整備された上水道や橋梁。老朽化は年々進んでいるが、現在の状況は。

答 助成処置を有効に活用し、効率的・効果的な維持管理に努める。

問③ 庁舎内禁煙の本格実施を4月より実施とのことだが、庁舎入口(ロータリー)下で職員が煙草を吸う姿は、市民の目を考えて何らかの対策を考えるべきでは。

答 市民の目線での対策を早急に考え、実施していきたい。

問④ 数年ぶりに学校教育施設整備を話し合う委員会が開かれたが、現段階で具体的な計画は出来上がったか。

答 現在、最終的な詰め段階。

問⑤ 国の補正予算に含まれる『地域活性化交付金』等の支援策について当市の対応は。

答 市民生活に直結する事業や生活道路、中小企業の受注確保につながる諸施策を早めに提案したい。

問⑥(1) 行政改革とは、無駄の削減・経費の縮減等からなる財政的観点からの取り組みによるものである。

議会改革とは、質の向上からなる人材的観点からの取り組みによるものである。

行政改革・議会改革を本気で取り組むのであれば、市民を巻き込みコンセンサス(共通認識)を得られるよう、幅広く議論されるべきだと考えるが。

答 15名からなる『宇佐市行財政改革推進委員会』を設置し、市民の方々から意見や助言を頂いてきた。今後とも市民参加で行財政改革ビジョンの策定を進めていく。

(2) 市民を巻き込んだ議論となっているように感じられない。意見を聞く場も必要だが、それ以上に議論の盛り上がりが必要では。

答 今まで以上に、広報・周知に努め取り組んでいく。



斎藤 文博  
(市民クラブ)

米価の大幅下落は  
農家の死活問題

問① 農業問題について  
(1) 米価の大幅下落は農家にとって大打撃。議会は先の臨時会でいち早く救済を求める意見書の提出をしたが、宇佐市として何か対策を行ったのか。

答 先般、九州農政局が来庁した際市長から生産現場の窮状を訴え、特に戸別所得補償交付金を見込んでの値引きをしないよう国から業者を指導してくれるよう強く要請をした。

(2) 22年度のモデル事業は、ほぼ同じ形で平成23年度も実施されるようだが、問題点はないのか。

答 国の説明(案)では米については、モデル事業と同様の内容で実施する。麦、大豆等畑作物に関しては初めての取り組みであり、数量払いと面積払いを併用した仕組みを考えているとのこと。いずれにしても、国の予算確保が最大の課題となる。

問② 機構改革について。

(1) 課長と兼任になっている部長制度は今後も継続するのか。  
答 めまぐるしく変化する社会情勢



や行政需要に柔軟・迅速に対応するためには部長の横断的調整機能に期待している。その一方で団塊世代の大量退職の中、新規採用者数を抑制しなければならぬことから、来年度も兼務による部長体制を予定している。

**(2) 事業や行事が複数課以上にまたがる場合、責任の分担はどのように決めているのか。**

**答** 大きな行事の場合は2課、3課にまたがる場合がある。その場合、部長が部内をとりまとめ、他の部にまたがれば部長同士での取りまとめを行い、それぞれの部、課の分担・役割を決める。10月の放生会は、昨年までは八幡芸能祭を含め教育委員会文化課が担当していたが、今年度から八幡芸能祭は観光まちづくり課、放生会は教育委員会社会教育課の担当となっている。

**(3) 事業内容を総括しながら今後も機構改革を行っていくのか。**

**答** 最小の経費で最大の効果を挙げ、より効率的に事務事業を遂行するためには、組織機構について不断の見直しを行っていくことが必要と考えている。なお、来年度については大量退職という年であり、スムーズ事務の引き継ぎを重視するため見直しは最小限にとどめたい。

**問③ 住民基本条例制定時期は。**

**答** 先行している自治体の調査研究を進めていく。現時点で制定時期は定まっていない。



衛藤 正明  
(両院クラブ)

### 観光振興と獣害防止駆除対策について

**問① 標高500m前後の多くの観光資源に沿った道路の整備が必要と考える。院内側両合棚田から安心院側福貴野の滝に通ずる滝貞から大平間の未舗装道路の整備が必要でないか。**

**答** 数多くある観光資源に沿った道路整備となると長期に亘る計画的な取り組みが必要となるので観光ニーズ、観光ルート、経済効果、財政状況などを総合的に勘案しながら進めて行く。市としては集落間の交流とか林業用途・観光需要など勘案して維持補修に努める。

**問② 岳切溪谷の駐車場の早急な整備が求められている用地について、宇佐市が確保し、事業化を進めてみては。また、計画はあるか。**

**答** 岳切溪谷整備計画での主幹課の位置付けとして、平成23年度以後で実施計画に登載する協議を行って



観光資源（恵曾の滝）

る。関係用地が共有地で有る為、地権者の協力を得ることが必要となっており、関係集落・地権者・観光協会等との調整を図りながら早期の事業化に努力したい。

**問③ 市所有の中型バスのボディカラーについて、観光的にアピールできるデザインを行ったらどうか。**

**答** 宇佐市の観光や特産品をPRする上では有効なアイデアであると思う。今後道路運送法上の課題やPR効果、必要財源等総合的な見地から他の先行事例等も参考に調査研究を行って見る必要があるのではないかと考えている。

**問④ 一部が狭い為、大型バスが通れない岳切トンネルの整備は。**

**答** 現地を調査し、県に要請して行く。

**問⑤ 狩猟者が減少する中で獣害防**

止駆除対策はどのように取り組むのか。また、市職員に駆除従事者（公務員ハンター）の育成はできないか。

**答** 現在、猟友会に駆除を委託しているが、猟友会との関係や職場の理解など現実的に進んでいないのが実態である。そのようなことも含めてその辺の体制を整備して行く必要性は理解している。引続き、駆除は猟友会にお願いする。一方、両院を中心に町づくり協議会が進められている中でも鳥獣対策の問題が課題として取り扱っている感じがあるので、その中でもその体制が検討されると思うので猟友会の問題と町づくり協議会における中での体制等を含めて今後の対策を講じて行く。ワナの資格習得については、今後、徹底的に対応する。



高橋 宜宏  
(日新会)

### 地域崩壊の足音が… 限界集落問題について

**問① 限界集落とは、65歳以上の高齢者が半数を超え、冠婚葬祭など共同体の機能の維持が難しくなった集落のこと。現在、宇佐市には限界集落はどれくらいあるのか。またこれ**



らの集落に対する対策は。

**答** 限界集落は52自治区。宇佐地域は183自治区中、8自治区。安心院地域は101自治区中、25自治区。院内地域は63自治区中、19自治区。現在6地区において「まちづくり協議会」を設置。今後、小規模集落が存在する地域を中心に拡大していく。

**問②** 限界集落対策の3要素は、情報基盤の整備、人的輸送システムの構築、人材の派遣だ。情報基盤の整備は光ファイバーなどの高速通信網の整備を現在宇佐市は行っているが、人的輸送システムの構築は。

**答** 路線バスの存続が基本だが、将来的にはデマンドバスやコミュニティバスの路線網のさらなる整備にも努めたい。また有償ボランティアによる輸送システムも調査研究していきたい。

**問③** 人材の派遣としては、生活における困りごと、またイベントや新しい起業を始めようという場合、専門家や他地区の自治体職員らによる支援体制が重要。こうした派遣費用等を助成するソフト事業を導入する必要があるが。

**答** 6地区のまちづくり協議会の集落支援員と総務省の制度「地域おこし協力隊」が協力し合う取り組みを始めたところ。



支援がもたれる小規模集落（麻生地区）

**問④** 限界集落の再生のためには新たな人が定住できるような環境整備が必要だし、またそれぞれの地域が特徴のある自然・風土などを生かし、都市とは違う価値のある場を形成していくことも重要。空き家対策とその成果は。

**答** 空き家の改修に対する支援制度を導入し、成果がでていく。

**問⑤** 限界集落は現実のものとして受け入れなければならない。安心院のグリーンツーリズム、松本イモリ谷や院内の余谷の取り組みは参考になる。まちづくり協議会はこうした取り組みも視野に入れているのか。

**答** まちづくり協議会の中でまちづくり計画を作ったり研修会を開いている。その中で限界集落の対応を図っていきたい。



中山 実生  
(公明党)

## 市民サービスについて

**問①** 長引く景気の低迷から、生活保護世帯が急増していると言われているが、貧困の連鎖を断絶するための策をどのように考えているのか。

**答** 就労可能な保護受給者に対してはハローワークと連携を取り重点的に就労支援を行って行く。

**問②(1)** 一人暮らしの高齢者を24時間見守る光ファイバーを活用した見守りシステムの考えはないか。

**答** 今宇佐市では光ファイバー網の整備を行っており、このシステムを活用する事でどのように良い施策展開が可能となるのか、地域ICT利活用推進協議会の議論を踏まえながら検討して行く。

**(2)** 高齢者の住み替えをスムーズに出来る体制はとれないか。

**答** 今宇佐市ではその様な体制を取っており、希望者の身体状況等に応じて適正・迅速に対応する。

**問③** 地球温暖化対策について、市民参加の省エネを進めるために、二酸化炭素排出量取引制度の創設は。

**答** 地方自治体レベルでは、東京都・京都府・広島市などが導入を進めて

いる事を承知しているが、導入には難しい課題もあるので、先行事例の動向を見守って行く。

**問④** 選挙制度について、宣誓書は高齢者や障がい者、その場での記入に戸惑いやすい人達に配慮した手続きの簡素化を求めるが市の考えは。

**答** 期日前投票を行う者は公職選挙法施行令第49条の2において、期日前投票宣誓書を提出することとなっており、従前に比べて簡素化されていると考えており、高齢者や障がい者の方々の受付に際しても、親切・丁寧な対応を心がけて行く。

**問⑤** 高齢化の進展に伴い年々医療費が増加しているのが現実である。医療費を抑制し、市民の健康を守る為にも予防医学の視点が重要になると思われる。その中で女性の命を守る為、子宮頸がん予防ワクチンの対象人数そして公費助成の考えは。

**答** 対象者は中学1年生から高校1年生迄で、1166名である。公費助成の考えについては、現在国は、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしている。今回成立した補正予算において、県に設置した基金に必要な経費を措置することとしている。市としては、市負担分の財政措置状況を見極めながら対応して行く。

## 市民の声

『市民のために働く  
市議の誕生を!』

市会議員選挙がある  
と聞いた。

粉骨碎身・宇佐市発  
展、市民の為に働き勇  
退される議員の皆さん  
大変ご苦労様でした。

外国の言葉に「政治は選挙の時には  
頭を下げるが、後は土足で生活の中  
に入ってくる」というのがある。

誰が議員になっても一緒と言う人が  
多くいる。マスコミ等に煽られ過大な  
期待と評価をして裏切られたと思う人  
が益々多くなりそうな最近の政治情勢。  
政党、政治家に「信念・哲学」なき  
故か。権力闘争、迷走にあけくれる政  
治はもう要らない。

風に流されるのでなく選ぶ私達も  
「信念・哲学」をしつかり持つて見て  
聞いて一票を投じたい。

私達の生活の中に土足で入らせてた  
まるか。真に、市民の為に働く市議の  
誕生を強く望むものなり。

(横山 K・S)

### 宇佐市議会議員選挙 の日程決まる!

◎4月17日(日)告示

◎4月24日(日)投・開票

今回の選挙より議員定数が4人  
削減され26人となります。

今後の市政に大きく影響を及ぼ  
す大切な選挙です。政治家も有権  
者も公職選挙法に則り、公正・厳格  
な選挙を求めなくてはなりません。

#### 【寄附禁止のルール】

「贈らない」・「求めない」・「受け取  
らない」の三ないをお互いに徹底し、  
皆さんに深いご理解をお願いするも  
のです。

### 各常任委員会 の視察報告

#### ◎産業経済常任委員会

産業経済常任委員会では、平成22年10  
月18日から20日にかけて「食の循環によ  
るまちづくり」について新潟県新発田市  
へ、「米粉製品の推進について(R10プロ  
ジェクト)」について新潟県十日町市へ視  
察研修を行いました。

#### ◎建設環境常任委員会

建設環境常任委員会では平成22年10月  
25日から27日にかけて、「駅舎建設及び駅  
周辺整備」について宮城県多賀城市へ、「マ  
ンガを活かしたまちづくり構想」につい  
て宮城県石巻市へ視察研修を行いました。



まちづくりの拠点として多賀城市城南土地区画整  
理事業と併せて建設した新駅。JR国府多賀城駅



100%地元産米の米粉を使用したパンやケーキ、  
菓子類の製造・販売を行っている米粉パン工房  
「米カリ」。JA十日町

### 編集後記



今号で、今期最後の「うさ議会」  
となりました。編集は、各常任委員  
会からの2名の代表で行ってしまし  
た。新議員はこの委員会を経験す  
ることで、議会の知識を深めていく  
という登竜門でもあります。市民の  
みなさんにわかりやすい紙面にする  
よう努力してきましたが、いかがで  
したでしょうか。

表紙は、4年間で市内すべての保  
育園に登場していただき、今号の宇  
佐市唯一の安心院「児童館」を紹介し、  
子育てシリーズは終了です。子ども  
たちの笑顔は宇佐市の宝ですね。

さらに今議会では、もっと市民の  
みなさんの身近な存在となるように、  
インターネット中継の検討や、子ど  
も議会の開催に取り組んでいます。

最後になりましたが、手にとって  
見ていただいてい  
るみなさん、本当  
にありがとうございました。  
(Y・I)

